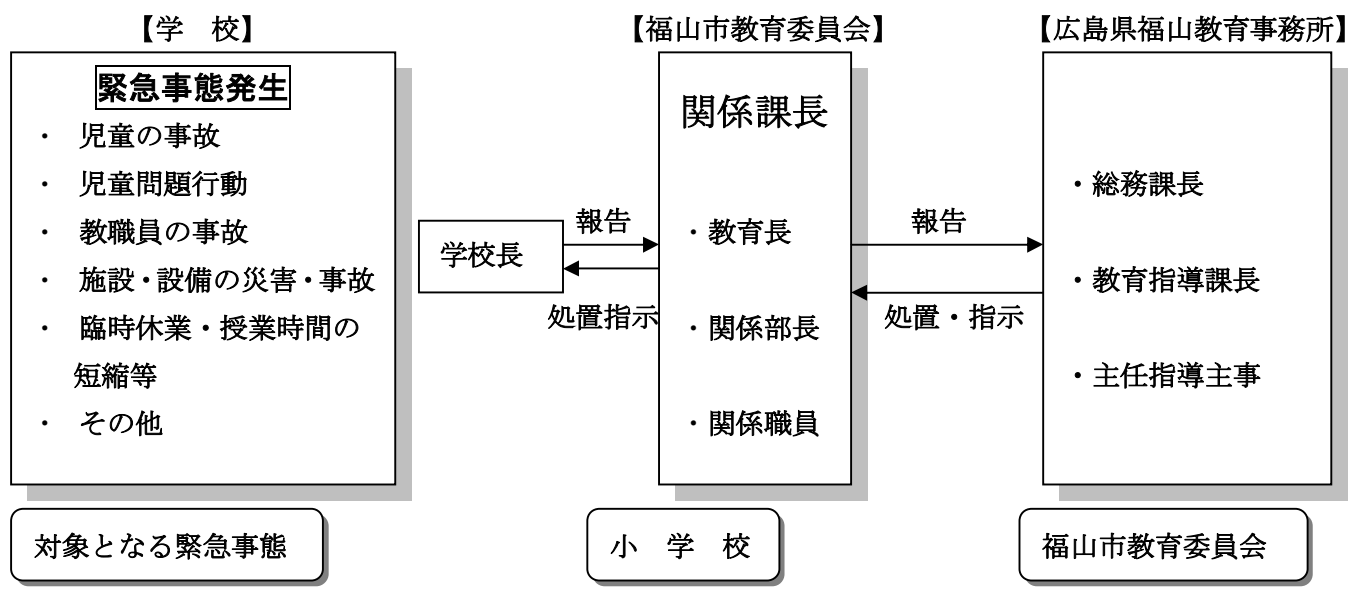


緊急連絡体制概略図

福山市立駅家東小学校



対象となる緊急事態

小学校

福山市教育委員会

- 児童の事故等
集団かぜ
伝染病
死亡
事故
- 児童の問題行動等
自殺予告
暴力
その他
- 職員の事故等
死亡
交通事故
重傷
その他
《被害・加害》
- 施設・設備の
災害・事故等
台風・大雨
火災・地震
破損・盗難
その他
- 臨時休業
授業時間短縮等
- その他
マスコミ報道される可能性の高いもの・即座に対応しないと問題解決が困難となる可能性が高いもの

- 学校は、緊急事態発生の場合における職員の役割分担を明確にしておき、分担表及び職員間の連絡網を校内に常時掲示しておく。
 - ・ 通報連絡（関係機関連絡） 校長(教頭)
 - ・ 避難誘導（児童避難誘導） 学年担任
 - ・ 防護安全（危険物安全措施） 教頭・給食士
 - ・ 救助（残留者救出等）
 - ・ 初期消火（火災初期消火） 各学年1名
 - ・ 救護（負傷者の救護） 養護
 - ・ 搬出（非常時持ち出し品搬出）
教頭・事務・技術士
- 緊急事態の発生を探知した職員は、直ちに校長等に連絡する。
- 個別な対応については、別紙「小・中学校における個別の事態への対応」に基づく。
- 校長等は、連絡を受けたときは、直ちに連絡する。関係職員に連絡し、必要に応じて出勤を求める。
- 校長等にあつては、福山市教育委員会関係課に報告し、処置・指示等を受ける。
福山市教育委員会（代表） 9 2 1 - 2 1 1 1
 - ・ 管理部 総務課 9 2 8 - 1 1 0 8 ・ 1 1 0 9
 - ・ 施設課 9 2 8 - 1 1 1 0 ・ 1 1 1 1
 - ・ 学教部 学事課 9 2 8 - 1 1 1 2 ・ 1 1 6 9
 - ・ 指導課 9 2 8 - 1 1 1 6 ・ 1 1 7 0

- 学校から報告を受けた職員は、教育長、関係部長、関係課長等に連絡する。
- 関係課長等は、必要に応じ、関係職員に出勤を求める。
- 関係課長等は、的確な状況把握ができるように担当の職員に情報の収集にあたらせる。
- 関係者で協議し、学校へ適切な指示をする。
- 教育長にあつては、広島県福山教育事務所へ報告する。

事後処置

- 学校は、「福山市小中学校幼稚園の管理及び学校教育法の実施に関する規則」に定める様式又は関係通知による様式により報告する。
- 緊急事態発生の原因を明らかにするとともに、処置結果の反省を行うことにより、将来の事態の発生及び、処理方法の改善に努める。